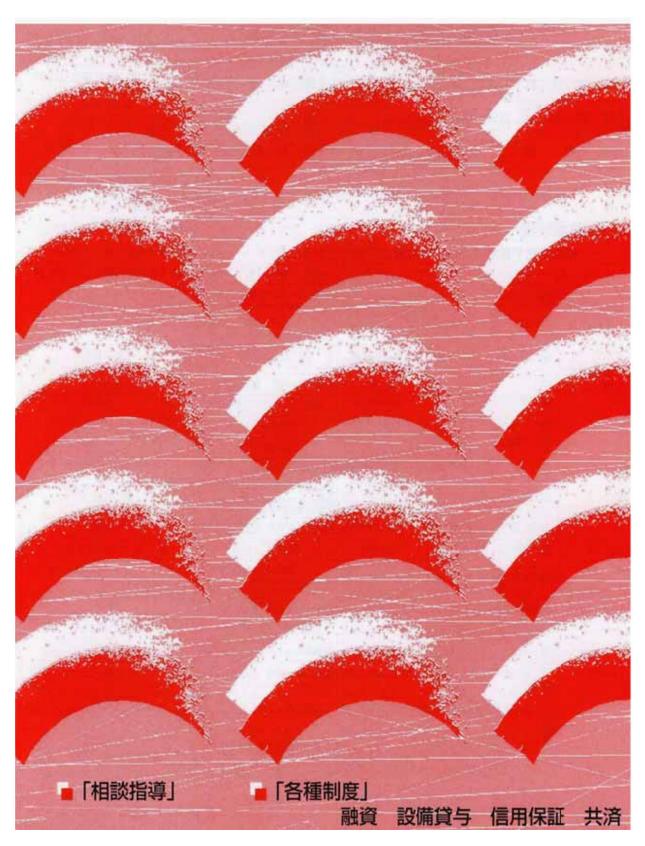
小規模企業のみなさまに



平成28年9月



□融 資

各種融資制度 - 経営安定や設備投資のための資金を必要とするとき -

	制	度		名		利 率	融資期間	限 度 額
Land	H A NIVER	<u>2業等</u> 資金		資	金	年 1.6%~年 1.8%	設備•運転3年~7年 設備10年	5,000 万円
	資金			 資	金	年 1.3%~年 1.5%	設備・運転3年~7年	1,250 万円 (申込額を含め保証協会保証付き融 資残高が 1,250 万円以内である こと)
	фД	=	業	資	☆	金融機関所定(固定)	運転1年 設備•運転3年~7年	2 / 连田
_	为文	般事		貝	金	年 1.7%~年 1.9% 年 2.0%	設備10年	2 億円
中 小	∖ 企 業	組織	3 強	化資	金	商工中金所定	運転1年	3 億円
	サポ	セーフティネット		ット	年 1.4%~年 1.7%	設備・運転3年~10年	8,000 万円	
経	7 - 3		ぁ	<i>ю</i> С	Ь	年 1.5%~年 1.7%	運転3年~7年 (一部ころいては設備も可)	8,000 万円
済				年 1.3%~年 1.6%	設備・運転3年~10年	1 億円		
境	パワ	フーアップ資金		年 1.2%~年 1.8% (一部利子補給あり)	設備5年~10年、運転5年~7年 (輸出67製造・加工・集市又は製品等の輸入を 行うための運輸金については1年 補助金力なき資金は2年以内)	1億5,000万円 (輸出品の製造・加工・集荷又は製品等の輸入を行うための運転資金については1,500万円、補助金つなぎ資金は交付決定額)		
適		(企	業	立址	也)	年 1.6%~年 2.1%	設備3年~15年、運転3年~7年	2億円
応		(設備投資促進枠) (平成29年3月31日まで) (金融機関提案型)			年 1.0%~年 1.2%	設備5年~10年	1 億 5,000 万円	
資				金融機関所定(固定)	金融機関所定(設備・運転)	金融機関所定(ただし、 2億8,000万円の範囲内)		
		·				年 1.2%~年 1.4%	設備・運転3年~7年	2,500万円(*3,000万円) (個人が新たに開業する場合で、 1,000万円(*1,500万円)を超
金	創業	業等支援資金			金	年 1.5%	設備10年	過する金額については自己資金と同額が限度。) *支援創業関連保証を利用する場合
		【協調推進枠】	㈱日本政策金融公庫と協調した創業	に関する取扱いが可能				
				生	年 1.9%~年 2.0%	設備10年、運転7年	1 億円	
	事 業支援		事	業承	継	金融機関所定(固定) 年 1.7%以内~ 年 2.0%以内	設備3年~10年、運転3年~7年	2億8,000万円

(注) 利率については平成28年4月1日現在

中小企業組織強化資金を除き、原則として愛知県信用保証協会の信用保証が必要です。 制度の詳細は下記ホームページをご覧ください。

http://www.pref.aichi.jp/kinyu/yushi/yushi.htm

問い合わせ:愛知県産業労働部中小企業金融課 ☎(052)954-6333

小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資 = (経))

- 小規模企業者の方が無担保・無保証人で経営改善のための資金を必要とするとき -

貸付対象	従業員20人(商業・サービス業は5人) 以下の小規模企業者等	貸付期間	設備資金10年以内 運転資金7年以内
資金使途	設備資金•運転資金	利 率	年 1.30%
限 度 額	2,000万円	融資機関	日本政策金融公庫

東日本大震災により被害証明書等を受けた方で、商工会議所等が策定する小規模事業者再建支援方針に 沿って事業を行う方は、下記のとおり拡充されます。

限	度	額	2,000 万円+別枠 1,000 万円	利	率	当初3年間		-0.9% (別枠の 1,000 万円部分)	
						4年目以降	年 1.30%		

(注) 利率については平成28年8月10日現在

問い合わせ:愛知県商工会連合会

2 (052) 562-0040

各商工会議所〔中小企業相談所〕•各商工会

」設備貸与

・設備の貸与を受けたいとき・

割	対 象 企 業	従業員 50人以下※従業員数によって一部要件があります。
賦	限 度 額	100 万円~1 億円
制	償 還 期 間	5年又は7年 1年間の据置後、半年賦又は月賦払
度	利率	①年 1.7% ②年 2.0% ③年 2.3% (*) (経営・財務内容に応じて「弾力料率」を適用します。) (商工会議所・商工会でお申込みいただきますと、利率が 0.1%優遇されます。)
IJ	対 象 企 業	従業員 50人以下※従業員数によって一部要件があります。
ス	限度額	100 万円~1 億円
制度	リース期間及び 月額リース料率	3年~7年 月 1.288%~2.961%(*) (経営・財務内容に応じて「弾力料率」を適用します。) (据置期間はありません。商工会議所・商工会でお申込みいただきますと、利率が優遇されます。

(*)経営革新計画に基づき設備を導入する場合、利率が優遇されることがあります。

問い合わせ:(公財) あいち産業振興機構 経営支援部 設備投資支援グループ ☎(052)715-3067 各商工会議所 • 商工会

□信用保証

- 資金借り入れのために信用保証を必要とするとき -

対 象 者	中小企業者・協同組合等
保証限度額	会社・個人事業者・医療法人等 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 (このほかに、経営安定関連保証等については、各々別枠が設けられています)
信用保証料率	一般料率 年 0.45%~年 1.90% (保証制度によって異なりますので、詳しくは保証協会へお問い合わせください)

西三河支店 岡崎市久後崎町字宮前 17

問い合わせ:愛知県信用保証協会 名古屋市中村区椿町 7-9

フリーダイヤル(0120)454-754

☎ (0564) 55−5500

1 (0532) 57-5611

東三河支店 豊橋市大橋通 2-125

1 (052) 954-6333

愛知県産業労働部中小企業金融課

□共 済

小規模企業共済制度

- 事業主及び共同経営者のみなさまに退職金をお支払いします -

加入資格	・建設業、製造業、運輸業、サービス業(宿泊業・娯楽業に限る)、不動産業、農業などを営む場合は、常時使用する従業員の数が20人以下(商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)は5人以下)の個人事業主、会社等役員・小規模企業者たる個人事業主の共同経営者(一事業主につき2名まで)・一定規模以下の企業組合、協業組合及び農事組合法人の役員、士業法人の社員		
金 供	毎月の掛金は 1,000 円から 70,000 円まで (500 円単位・加入後の増減額可能)		
共 済 金い由	共済金A:・個人事業を廃業した場合(事業主が死亡した場合を含む)、法人が解散した場合・配偶者・子以外に個人事業の全部を譲渡した場合。・配偶者・子に個人事業の全部を譲渡した場合。 ・配偶者・子に個人事業の全部を譲渡(※平成28年4月1日以降)した場合、等共済金B:・老齢給付(65歳以上で15年以上掛金を納付した場合。加えて、会社等役員の場合は、退任日(※平成28年4月1日以降)において65歳以上(掛金納付月数6ヶ月以上)の場合)・会社等役員の病気・怪我・死亡等による退任準共済金:・配偶者・子に個人事業の全部を譲渡(※平成28年3月31日以前)した場合・法人の解散、病気や怪我以外の理由で役員を退任した場合(※退任日が平成28年4月1日以降の場合は65歳未満の方にのみ適用)、等解約手当金:任意解約、12か月以上の掛金の滞納、等 ※印:平成28年4月1日付け、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」(平成27年法律第61号)の施行に伴い、同日付け施行された小規模企業共済法(制度)に係る共済事中の改正部分。		
 ・掛金は全額所得控除 ・共済金(一括受取り)は退職所得扱い、(分割受取り)は公的年金等の雑所得扱い、 ・共済金受取り方法:一括受取り又は分割受取り(併用可) 			

問い合わせ:愛知県商工会連合会

2 (052) 562-0030

各商工会議所〔中小企業相談所〕· 各商工会 愛知県中小企業団体中央会 総務部 独立行政法人中小企業基盤整備機構

☎ (052) 485-6811

☎ (050) 5541−7171

中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)

- 中小企業の連鎖倒産を未然に防ぐため、毎月積み立て、加入後6か月以上を経過後、 万一取引先事業者が倒産し、売掛金債権等について回収困難となった場合に、共済金貸付けが 受けられます -

加入資格	1年以上事業を行っている中小企業者
掛金	毎月の掛金は 5,000 円から 20 万円まで (5,000 円単位・加入後の増減額可能)
制度の特色	・貸付額は掛金総額の 10 倍の範囲内(最高 8,000 万円)で回収困難な売掛金債権等の額以内 ・掛金の税法上の扱い:法人は損金、個人は必要経費 ・無担保・無保証人・無利子 (ただし、貸付を受けた共済金額の 10 分の1 に相当する額は、掛金総額から控除されます)

問い合わせ:愛知県商工会連合会

2 (052) 562-0030

各商工会議所〔中小企業相談所〕·各商工会 愛知県中小企業団体中央会 総務部 独立行政法人中小企業基盤整備機構

☎ (052) 485−6811

☎(050)5541−7171

□あいち産業振興機構

応援します!あいちの中小・小規模企業

愛知県内の中小・小規模企業を支援するため、愛知県の100%出資のもとに設立された公益法人で、知事から法律に基づき指定された県内唯一の中小企業支援センターです。また、愛知県よろず支援拠点、愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点の運営も行っています。

主な業務

・経営の総合支援

経営相談(経営、金融、税務、技術、IT、販路開拓等)、専門家派遣(含むBCP)

• 取引先開拓の支援

取引の紹介・あっせん、下請かけこみ寺(苦情、紛争)

・設備投資の支援

小規模企業者等設備貸与事業

創業・新事業の支援

創業プラザあいち(創業相談、創業準備スペースの無料貸出)、あいち中小企業応援ファンド、 セミナー・講座の開催(あいち創業道場(有料)、土曜集中講座(有料)、女性起業家セミナー、起業家経営 ゼミナール)

・国際ビジネスの支援

国際ビジネス相談、セミナー・講座の開催

• 情報提供 • IT 活用支援

インターネットによる情報提供、セミナー・講座の開催

・知的財産に関する支援

知財総合支援窓口(窓口相談、専門家派遣)

詳しくは、あいち産業振興機構パンフレットをご覧ください。

http://www.aibsc.jp/Portals/0/somu/pdf/28gyoumu.pdf

問い合わせ:(公財)あいち産業振興機構

総合案内 電話 052-715-3063

HP http://www.aibsc.jp/

〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター(ウインクあいち)

□あいち産業労働ガイドブック

この地域の機関で実施している産業労働に関する様々な施策を、わかりやすく整理し、紹介したものです。

リンク先: http://www.pref.aichi.jp/sanro/guidebook/pdf/all.pdf

□商工会•商工会議所

愛知県商工会議所連合会 052-223-5610 http://www.aichipf-cci.jp/

愛知県商工会連合会 052-562-0030 http://www.aichiskr.or.jp/

経営支援	税務・経理・労務・BCP(事業継続計画)等の各種経営相談および講習会						
	弁護士等による専門相談 経営安定(倒産防止)相談						
	記帳指導、労働保険事務代行、小規模企業共済事務						
技術	技術向上のための情報提供						
	各種講習会、研修会						
事務	工業系の診断士による専門相談						
	簿記講座 パソコン講習 各種技能講習						
	若手経営者・後継者研修						

☆☆ペッ 県内の商工会議所・商工会の連絡先 ☆☆ペッ

商工会議所名	電話	商工会議所名	電話	商工会議所名	電話
名古屋商工会議所	(052)223-5756	津島商工会議所	(0567)28-2800	安城商工会議所	(0566)76-5175
一宮商工会議所	(0586)72-4611	半田商工会議所	(0569)21-0311	西尾商工会議所	(0563)56-5151
瀬戸商工会議所	(0561)82-3123	常滑商工会議所	(0569)34-3200	豊田商工会議所	(0565)32-4567
春日井商工会議所	(0568)81-4141	東海商工会議所	(0562)33-2811	豊橋商工会議所	(0532)53-7211
犬山商工会議所	(0568)62-5233	大府商工会議所	(0562)47-5000	豊川商工会議所	(0533)86-4101
江南商工会議所	(0587)55-6245	岡崎商工会議所	(0564)53-6161	蒲郡商工会議所	(0533)68-7171
小牧商工会議所	(0568)72-1111	碧南商工会議所	(0566)41-1100		
稲沢商工会議所	(0587)81-5000	刈谷商工会議所	(0566)21-0370		

商工会名	電話	商工会名	電話	商工会名	電話
守山商工会	(052)791-2500	大治町商工会	(052)442-4511	岡崎市ぬかた商工会	(0564)82-3077
鳴海商工会	(052)896-3331	蟹江町商工会	(0567)95-1809	みよし商工会	(0561)34-1234
有 松 商 工 会	(052)621-0178	飛島村商工会	(0567)52-1002	藤岡商工会	(0565)76-2612
尾西商工会	(0586)62-9111	弥富市商工会	(0567)65-3100	小原商工会	(0565)65-2540
尾張旭市商工会	(0561)53-7111	愛西市商工会	(0567)24-6122	足助商工会	(0565)62-0480
岩倉市商工会	(0587)66-3400	知多市商工会	(0562)55-0700	下山商工会	(0565)90-2602
豊明市商工会	(0562)93-6666	阿久比町商工会	(0569)48-7085	旭 商 工 会	(0565)68-2620
東郷町商工会	(0561)38-0821	東浦町商工会	(0562)83-6123	稲武商工会	(0565)82-2640
日進市商工会	(0561)73-8000	内 海 商 工 会	(0569)62-0403	新城市商工会	(0536)22-1778
長久手市商工会	(0561)62-7111	豊浜商工会	(0569)65-0004	設楽町商工会	(0536)62-0004
豊山町商工会	(0568) 28-3800	師崎商工会	(0569)63-0349	東栄町商工会	(0536)76-0530
北名古屋市商工会	(0568)25-0001	美浜町商工会	(0569)82-3951	津具商工会	(0536)83-2114
清須市商工会	(052)400-3008	武豊町商工会	(0569)73-1100	豊根村商工会	(0536)85-1033
大口町商工会	(0587)95-2557	岡崎市六ツ美商工会	(0564)43-2502	音羽商工会	(0533)88-2881
扶桑町商工会	(0587)93-5111	知立市商工会	(0566)81-0904	一宮商工会	(0533)93-2088
祖父江町商工会	(0587)97-5800	高浜市商工会	(0566)53-1827	小坂井商工会	(0533)78-3333
平和町商工会	(0567)46-0031	一色町商工会	(0563)72-8276	御津町商工会	(0533)76-3737
木曽川商工会	(0586)87-3618	西尾みなみ商工会	(0563)32-1141	田原市商工会	(0531)22-6666
あま市商工会	(052)442-8831	幸田町商工会	(0564)62-0120	渥美商工会	(0531)33-0441

お気軽にご利用ください

経営について相談したいとき

金融・税務・労務・経理・記帳・BCP(事業継続計画)などの指導・あっせん 商工会議所〔中小企業相談所〕•各商工会へ

金融・融資について相談したいとき

- ・県融資制度全般について 愛知県産業労働部中小企業金融課
- **1** (052) 954-6333
- 信用保証について 愛知県信用保証協会 総合相談室
- **2** 0120-454-754

創業について相談したいとき

創業コーディネーターによる相談

創業準備スペース及び交流・情報提供スペースの提供

(公財) あいち産業振興機構

新事業支援部 創業・新事業育成グループ(愛知県産業労働センター14階)

2 (052) 715-3075

ホームページ http://www.aibsc.jp/ 電子メール info-shinjigyo@aibsc.jp

専門家による相談・助言を受けたいとき

よろず支援拠点コーディネーターによる相談

愛知県よろず支援拠点(愛知県産業労働センター14階) 🕿 (052) 715-3188

マネージャーによる相談

経営・技術専門家派遣(中小企業1/3、小規模企業1/5自己負担)

専門家による経営診断

(公財) あいち産業振興機構

統括・担当マネージャー(愛知県産業労働センター14階) **☎**(052)715-3071

経営支援部 経営アドバイスグループ (愛知県産業労働センター14階)

☎ (052) 715-3070

ホームページ http://www.aibsc.jp/ 電子メール info-advice@aibsc.jp

経営・技術情報を入手したいとき

メールマガジンの発行、インターネットによる情報提供

(公財) あいち産業振興機構

情報・国際ビジネス部 情報推進グループ (愛知県産業労働センター14階)

2 (052) 715-3064

ホームページ http://www.aibsc.jp/ 電子メール info-joho@aibsc.jp

インターネットによる技術情報の提供

あいち産業科学技術総合センター

1 (0561) 76-8301

ホームページ http://www.aichi-inst.jp/ 電子メール acist@pref.aichi.lg.jp

組合の設立など組織化を図りたいとき

・組合設立・運営の相談・指導など 愛知県産業労働部中小企業金融課 愛知県中小企業団体中央会

2 (052) 954-6332

2 (052) 485-6811

(052) 563-0550 愛知県商店街振興組合連合会

取引について相談したいとき

取引の紹介・あっせん

(公財) あいち産業振興機構 経営支援部 取引振興グループ(愛知県産業労働センター14階)

☎(052)715-3068 ホームページ http://www.aibsc.jp/ 電子メール info-torihiki@aibsc.jp

• 下請取引上の相談

(公財) あいち産業振興機構 下請かけこみ寺 (愛知県産業労働センター14階)

☎0120-418-618

試験研究機関に技術相談をしたいとき

工業一般(下記以外)・・・あいち産業科学技術総合センター共同研究支援部 **(0561)** 76-8315 あいち産業科学技術総合センター産業技術センター **2** (0566) 24-1841

あいち産業科学技術総合センター常滑窯業技術センター**☎**(0569)35-5151 あいち産業科学技術総合センター瀬戸窯業技術センター**☎**(0561)21-2116

あいち産業科学技術総合センター食品工業技術センター☎(052)325-8095

あいち産業科学技術総合センター尾張繊維技術センター☎(0586)45-7871

あいち産業科学技術総合センター三河繊維技術センター☎(0533)59-7146